

施設利用申込みについて

1. (使用原則)

集会室は生協組合員が「協同互助の精神にもとづき、組合員の生活の文化的・経済的改善向上をはかること」を目的として作られた施設です。従って、地域住民の暮らしを守るセンターとして生協運動の発展と共に、地域住民の生活文化の向上に役立つよう広く組合員、消費者に活用されます。

2. (使用対象)

使用原則に基づいて利用を希望する方へ貸出しを行います。生協活動(委員会活動)を最優先します。

地域行事(自治体、子ども会、スポーツ少年団の集まりなど)もOKです。

3. (使用申込み)

集会室を使用しようとする者は、その都度事前に使用申込書に料金をそえて店長(センター長)に申し込むものとします。また、使用する内容に変更があった場合も同様とします。

4. (使用許可)

①使用原則及び使用対象に基づいて申込順を原則として店長(センター長)が許可します。

②日程、時間の調整を要するもの、店長(センター長)が使用許可について検討を要すると判断したものは本部と相談して決めます。

5. (使用不許可)

次の各号のうち1つに該当するときは使用を認めません。

- ①建物及び施設をき損するおそれがあるとき
- ②営利を目的とするもの(政治・宗教も含む)
- ③管理上、支障があると認められるとき
- ④第7条で定める順守事項にしばしば違反するとき

6. (仕様変更)

2ヶ月以上にわたって定曜日を使用する場合、生協の都合で会場が必要な時は10日前までに連絡して使用日を変更することができるものとします。

7. (使用時間)

使用時間は午前10時から午後8時までとし、2時間の単位で区分する。
※ただし、使用時間が3時間となった場合等は、時間刻みで使用料金及び冷暖房費を徴収する。

(A) 250円(税込275円) / 1時間あたり

(B) 500円(税込550円) / 1時間あたり

8. (使用料金)

(A) 小会議室(小会議室のない店舗もあります。)

※コープ屋島は、和室を小会議室扱いとします。

●会場の使用料金は次の通りとし、前納してください。[10:00~20:00まで]

※上段は本使用料、()内は税込み使用料金です。

区分	使用料金	冷暖房使用料	調理台
委員会等による生協活動	無料	無料	無料
生協が承認したサークル活動	無料	2時間500円 (税込550円)	1台500円 (税込550円)
子ども会	無料	〃	〃
一般	2時間500円 (税込550円)	〃	〃

(B) 中・大会議室(全店 有り)

●会場の使用料金は次の通りとし、前納してください。[10:00~20:00まで]

※上段は本使用料、()内は税込み使用料金です。

区分	使用料金	冷暖房使用料	調理台
委員会等による生協活動	無料	無料	無料
生協が承認したサークル活動	無料	2時間1,000円 (税込1,100円)	1台500円 (税込550円)
子ども会	無料	〃	〃
一般	2時間1,000円 (税込1,100円)	〃	〃

使用原則に基づいて、利用を希望する方へ貸し出しを行います。生協活動(コープ委員会活動及び生協行事など)を最優先します。(やむを得ず日程変更をお願いする場合がありますので、ご了承願います。)

9. (使用条件)

会場を使用するものは次の事項を守らなければなりません。

- ①冷暖房機の使用については、無断使用を禁じます。(使用する場合は、事前の申込みが必要です。)
- ②備品等の使用は基本的に施設内の備品を使用し、使用する場合は事前に「会場使用申込書」にご記入ください。※調理用具類は、コープ委員会の備品ですので、調理用具類は持参とします。また、備品以外の器具等を持ち込む場合は、別紙「備品持ち込み届出所」の提出をもって店長(センター長)の承諾を得ます。(サークル活動については、サークルの活動基準に基づく。) ※持ち込みした備品の器物破損については、一切責任を負いません。
- ③会場使用後は、床、机、調理施設等、使用したものの清掃を行うこと。
- ④使用目的を勝手に変更しないこと。
- ⑤使用時間を守ること。